

東大阪市教育委員会令和元年 1 2 月定例会

1 日 時 令和元年 1 2 月 1 6 日 (月)

開会 午後 2 時 0 0 分

閉会 午後 2 時 2 0 分

2 場 所 市庁舎 1 8 階 会議室 1 及び会議室 2

3 出席者 (委 員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育局令和元年12月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

なお、村上委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第54号 学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師に係る東大阪市教育局表彰被表彰者決定の件」及び日程第2「報告第10号 委員会付議事項臨時代理処理の件」を議題といたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第54号 学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師に係る東大阪市教育局表彰被表彰者決定の件」につきましては、園児・児童・生徒の健康管理にご尽力をいただいております本市学校園医、学校園歯科医及び学校園薬剤師計12名につきまして、表彰を行うものでございます。

続きまして、日程第2「報告第10号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第23号「令和元年第4回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和元年第4回定例会提出議案につきまして、11月22日付で、これを了承したものの報告でございます。なお、教育委員会に関係する議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「平成30年度東大阪市一般会計決算認定の件」及び「平成30年度東大阪市奨学事業特別会計決算認定の件」の2案件につきましては、平成30年度の決算をそれぞれ議会に付すものでございます。

次に、資料49ページからの「財産取得の件」につきましては、学校給食関係施設の厨房機器更新にあたり、財産取得の専決処分したことの報告でございます。

次に、資料55ページからの「東大阪市教育局に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、「学校教育に関するものを除くスポーツに関すること」及び「文化財の保護に関すること」に関する事務について、市長によりその管理及び執行を行うものとする条例の制定をするものでございます。

次に、資料110ページからの「東大阪市教育局事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、令和2年度組織機構改正にあたり、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料120ページからの「東大阪市教育局職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び保育に従事する一般職非常勤職員の報酬その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、長時間労働是正のための措置等について、所要の改正を行うものでござい

ます。

次に、資料１２４ページからの「東大阪市職員給与条例及び東大阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、人事院勧告に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、資料１６０ページからの「東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準及び幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料１７２ページからの「東大阪市立青少年運動広場条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、青少年運動広場の利用に関し、東大阪市スポーツ施設情報システムを導入することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料１７９ページからの「令和元年度東大阪市一般会計補正予算（第４回）」につきましては、人事院勧告に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１，５２９万８千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ２，０７２億５，３８７万５千円とするものでございます。なお、このうち教育費につきましては、一般職員人件費として２，８７０万２千円追加するもので、これにより補正後の教育費は１３６億９，７５７万９千円となります。

次に、資料１９６ページからの「令和元年度東大阪市一般会計補正予算（第５回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９億１，１７４万１千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ２，０８１億６，５６１万６千円とするものでございます。なお、このうち教育費につきましては、ゾーニングの見直しによるシステム移設として１１万円、オーパスシステム導入によるシステム改修として１３８万２千円をそれぞれ追加し、人事異動による人件費の組み換えとして６１４万６千円を減ずるもので、これにより補正後の教育費は１３７億２，１６２万７千円となります。

次に、資料２０１ページからの「東大阪市第３次総合計画基本構想策定の件」につきましては、東大阪市第３次総合計画基本構想を策定するものでございます。

次に、資料２３０ページの「財産処分の件」につきましては、以前に教育委員会で所管しておりました土地について、処分するものでございます。

次に、資料２３１ページからの「指定管理者指定の件」につきましては、東大阪市立児童文化スポーツセンターの指定管理者について、指定するものでございます。

次に、資料２３３ページの「指定管理者指定の件」につきましては、旧河澄家の指定管理者について、指定するものでございます。

次に、資料２３４ページの「指定管理者指定の件」につきましては、東大阪市立花園地域生涯学習ルームの指定管理者について、指定するものでございます。

続きまして、臨時代理第２４号「東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員任命の件」につきましては、同運営委員会委員の任期が令和元年１１月３０日で満了いたしましたことから、１０名を任命したものの報告でございます。なお、任命期間は令和元年１２月１日から令和３年１１月３０日までの２年間でございます。

続きまして、臨時代理第２５号「東大阪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定に係る意見申し出の件」につきましては、市議会令和元年第４回定例会に提出された同条例制定にかかる議案につきまして、議決をするにあたり市議会議長より意見聴取がありましたので、１２月２日付けで、制定することに異議がない旨を回答したものの報告でございます。

続きまして、臨時代理第２６号「令和元年第４回定例会追加提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和元年第４回定例会追加提出議案につきまして、１２月６日付で、これを了承したものの報告でございます。案件は「令和元年度東大阪市一般会計補正予算（第７回）」で、小学校及び認定こども園の急を要する工事を行うため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億４，０００万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ２，０８４億７７７万７千円とするものでございます。教育費につきましては、小学校費として１億８，５００万円追加するもので、これにより補正後の教育費は１３９億６６２万７千円となります。認定こども園に関する経費については、民生費として計上されております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定・ご承認を賜われますようお願いいたします。

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第１「議案第５４号」及び日程第２「報告第１０号」の案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（各委員）

（なしの声あり）

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第１「議案第５４号」及び日程第２「報告第１０号」の案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

（各委員）

（異議なしの声あり）

（土屋教育長）

ご異議なしと認めます。日程第１「議案第５４号」及び日程第２「報告第１０号」につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

次に、口頭報告をお願いいたします。

（教育政策室より概要を一括報告）

・後援名義

教育政策室 １件

学校教育推進室 １件

社会教育課 1 件
青少年スポーツ室 6 件

(土屋教育長)

それでは、次に学校教育部より「令和元年度東大阪市教育フォーラムについて」及び「第53回東大阪市学校園保健研究大会の開催について」の報告をお願いいたします。

(森田学校教育部参事)

本事業は、東大阪市教育行政に関する大綱に謳われためざすべき教育の姿と重点的な取り組みを鑑み、その成果と課題について共有し、学校教育の推進に資するものでございます。日時及び場所につきましては、令和2年1月18日（土）午後1時30分から東大阪市文化創造館大ホールで行います。2部構成を予定しており、第1部は「就学前教育・保育と学校教育の円滑な接続に関する取り組み」「小中一貫教育の取り組み」の実践報告を行います。第2部につきましては、小学校、中学校の学習指導要領改訂に携われました文部科学省初等中等教育局財務課長の合田氏をお招きし、仮題ではございますが「変化の激しいこれからの社会を生きぬく子どもたちに求められる力」と題しまして、ご講演をいただく予定にしております。

(来田学校教育部次長)

本事業は、学校園保健関係者が学校園保健に関する当面の諸課題について研修を重ね、内容について幼稚園・小学校・中学校の発表の場をもつものです。また、長年学校保健の振興や、園児・児童・生徒の健康管理に尽力を賜った学校医等の先生方の功績を称える表彰及び学校園保健に関係するテーマで講演もあわせて行います。日時及び場所につきましては、令和2年1月17日（金）正午から東大阪市文化創造館小ホールで行います。詳細につきましては、別添要項のとおりでございます。

(土屋教育長)

それでは、次に社会教育部より「令和2年東大阪市成人祭について」の報告をお願いいたします。

(福原社会教育部長)

本事業は、新成人を祝い、また、社会人としての自覚を促すために、令和2年1月13日（月・祝）に、東大阪市総合体育館で令和2年東大阪市成人祭を開催するものです。対象は平成11年4月2日～平成12年年4月1日までに出生した市内在住の者でございます。詳細につきましては、別添概要のとおりでございます。

(土屋教育長)

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和2年1月定例会につきましては、令和2年1月20日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これをもって、令和元年12月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	山 中 雅 仁